




10 多様な保育サービス

	<p>現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)</p>	<p>新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)</p>	<p>市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式</p>
<p>休日保育 夜間保育</p>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>（現行制度を維持。(市町村による「保育の実施義務」の履行を通じた保障)</p> <p>ただし、現行の「保育の実施義務」に関する例外規定（付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる）については、より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。</p> <p>○ 認可保育所の中での実施の可否を市町村の判断に委ねた上で、必要なかかり増し経費を奨励的に補助する仕組み。実施保育所数は抑制可（認可に裁量性。また補助対象も裁量的判断。）。</p> <div data-bbox="398 1061 920 1145" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 量の拡充が十分に進まない。 </div>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>（客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与（保育の給付義務）</p> <p>市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用調整等の支援からなる実施責任を課す。</p> <p>○ 曜日や時間帯を問わず、個人に必要な保育量が認められ、受給権が付与される仕組み。（裁量性のない指定制。）</p> <p>※ 利用者が限られ、需要が分散していることにかんがみ、市町村による計画的な基盤整備の仕組みをさらに検討。</p> <p>※ 児童人口が少ない等により、市町村単位では需要がまとまらない地域における実施方法について、さらに検討。</p> <p>※ 夜間保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。</p> <div data-bbox="981 1077 1525 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>（個人に一定額のバウチャーの受給権を付与。(市町村にバウチャーの給付義務)</p> <p>○ 利用者が一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者と直接契約。実施保育所数は、市場に委ねられる。</p> <div data-bbox="1585 930 2112 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バウチャーの額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない（いわば価格により需給調整が図られる）。 ● 一方、十分な額のバウチャーを支給するためには、財源確保が必要。 </div>

10 多様な保育サービス（続き）

	現行制度維持 （「運用改善＋財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等＋財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
延長保育 特定保育	○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。	○ 基本的枠組みは休日・夜間保育と同じ。 （就労量に応じ、保育の必要量が認められることに伴い、連続的にサービス保障がなされる。） ○ 延長保育については、利用者ごとに、給付上限量（時間）を、例えば週当たり2～3区分程度で判断。働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間を考慮し、さらに検討。 ※ 当該時間を超える利用（超過勤務等に伴う利用）に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。 ※ 延長保育利用者が少ない場合に、ファミリーサポートセンター等を含め、子どもにどのように最適な保育を提供していくか、さらに検討。	○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。
		 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給付上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討。 </div>	
小規模なサービス類型の創設	○ 家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設。（※必要な基準等については、さらに検討。）		○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。
病児・病後児保育	—	○ 事業者参入に関し、裁量性のない指定制を導入。 ○ 実績を評価しつつ、安定的運営も配慮した給付設定を行う。 ※ 働き方の見直しを同時に進めていく必要。 ※ 子どもの健康・安全が確保される水準の保障とともに、利用しやすい多様なサービスの量の拡充に向けた仕組みをさらに検討。	○ 利用者が一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者と直接契約。実施保育所数は、市場に委ねられる。
		 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0e0e0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バウチャーの額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない（いわば価格により需給調整が図られる）。 ● 一方、十分な額のバウチャーを支給しようとするれば、財源確保が必要。 </div>

11 情報公表・評価の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
情報公表・評価の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="371 272 2134 363">○ 利用者のより良い選択、情報の公表を通じたサービスの質の確保・向上等に向け、<u>職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報について、事業者自身による情報公表の仕組みとともに、公的主体が事業者からの情報を集約して、客観的にわかりやすく情報提供する仕組みを制度的に位置づけ、具体化していくことを検討</u> <li data-bbox="371 400 2134 459">○ 第三者評価については、質の向上を図るための重要な仕組みであり、評価機関の水準の向上や評価項目のあり方、受審促進の方策等、より実効ある制度となるよう、さらに検討。 		